県に寄贈された衛生・防護用品の備蓄と社会福祉施設等への提供に関する要綱 (目 的)

第1条 新型コロナウイルス感染症に関連した感染拡大防止のための衛生・保護用品の備蓄と社会福祉施設等に対する供給について(令和2年4月7日付け医政局経済課ほか連名事務連絡(以下「国の通知」という。)に準じて、県に寄贈された衛生・保護用品について、施設関係課が所管する社会福祉施設等に対する提供方法を定め、感染拡大防止に向けた取組を徹底することを目的とする。

## (定 義)

- 第2条 この要綱において「衛生・保護用品」、「施設関係課」、「社会福祉施設等」とは、次 の各号に該当するものをいう。
- (1)「衛生・保護用品」とは、サージカルマスク等の衛生・防護用品をいう。
- (2)「施設関係課」とは、地域福祉課、高齢者福祉課、青少年家庭課、子ども・子育て支援課、障がい福祉課をいう。
- (3)「社会福祉施設等」とは、県関係課及び市町村が関係法令により所管する福祉事業に携わる事業所をいう。

### (提供の対象)

第3条 寄贈する者の了解を得て島根県健康福祉部が備蓄した、社会福祉施設等に提供する衛生・保護用品とする。

#### (実施手続き)

- 第4条 提供までの実施手続きは、以下のとおりとする。
- (1) 社会福祉施設等の提供依頼

感染症が発生した地域の社会福祉施設等で、利用者支援の継続に必要な衛生・保護用品について、販売業者の調達や市町村による供給の見込みがなく、1週間後に在庫が尽きる場合は、依頼書(様式1号)により関係課へ提出する。

(2) 数量の算定方法

利用者及び職員数に7日分を乗じて算定するが、10枚(個)未満は切り上げとする。

(3)内容審査

施設関係課は、在庫状況を確認の上、適当と認められる場合は、社会福祉施設等が1週間に最低限必要とされる数量を提供する。

## (補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉総務課が別に定める。

# (附則)

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

令和 年 月 日

地 域 福 祉 課 長 高 齢 者 福 祉 課 悪 青 少 年 家 庭 課 長 子ども・子育て支援課長 障 が い 福 祉 課 長

青 少 年 家 庭 課 長 様 ※該当する所属長のみを表示

住 法 人 名 事 業 所 名 代表者の職・氏名

印

県に寄贈された衛生・防護用品の社会福祉施設等への提供について(依頼) 地域の社会福祉施設等で感染症が発生したことから、利用者支援の継続に必要な衛生・保 護用品について、確保が困難であるため、島根県が備蓄するものを下記のとおり提供くださ いますようお願いします。

記

- 1. 提供を希望する衛生・保護用品 ※該当する用品に○印を付け、枚数を記入する。
  - (1) サージカルマスク

枚 (10枚単位)

(2) その他の衛生管理用品

枚・個 (10枚単位)

- 2. 衛生・保護用品の在庫状況 ※必要に応じて欄を追加 令和 年 月 日現在 枚・個 約 日分相当
- 3. 衛生・保護用品の見込
  - (1) 販売業者による供給状況及び供給見込み(有・無)
  - (2) 貴法人内の支援状況(有・無)
  - (3) 市町村からの支援状況(有・無)
- 4. 担当者

所 職 ・ 氏 名 電 話 番 号 メールアドレス